

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 3 年 6 月 21 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

提出者

住 所 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋776

氏 名 株式会社 黒木本店 代表

(法人にあつては、名称及び代表

電話番号 0983-23-0



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 黒木本店
事業場の所在地	宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋776
計画期間	R3年4月1日～R4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	焼酎製造業
②事業の規模	
③従業員数	40名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①②③のとおり

88

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

代表取締役 黒木信作⇒工場長 吉山武伸⇒環境対策課 森下正明

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (R3 年度) 実績】				
	産業廃棄物の種類	廃酸 (焼酎廃液に限る。)	廃プラ	ガラス屑	汚泥
	排出量	1693.9 t	0.036 t	2 t	0 t
	(これまでに実施した取組)				
	別紙④のとおり				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃酸 (焼酎廃液に限る。)	廃プラ	ガラス屑	汚泥
	排出量	1700 t	0.03 t	2 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)				
	別紙④のとおり				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙④のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙④のとおり

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ R3 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	廃酸(焼酎廃液に限る。)
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1136.48 t t
	(これまでに実施した取組) 別紙④のとおり	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	廃酸(焼酎廃液に限る。)
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1100 t t
	(今後実施する予定の取組) 別紙④のとおり	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ R3 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	廃酸(焼酎廃液に限る。)	廃プラ	ガラス屑	汚泥
	全処理委託量	314.35 t	0.036 t	2 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	314.35 t	0.036 t	2 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				
別紙④のとおり					

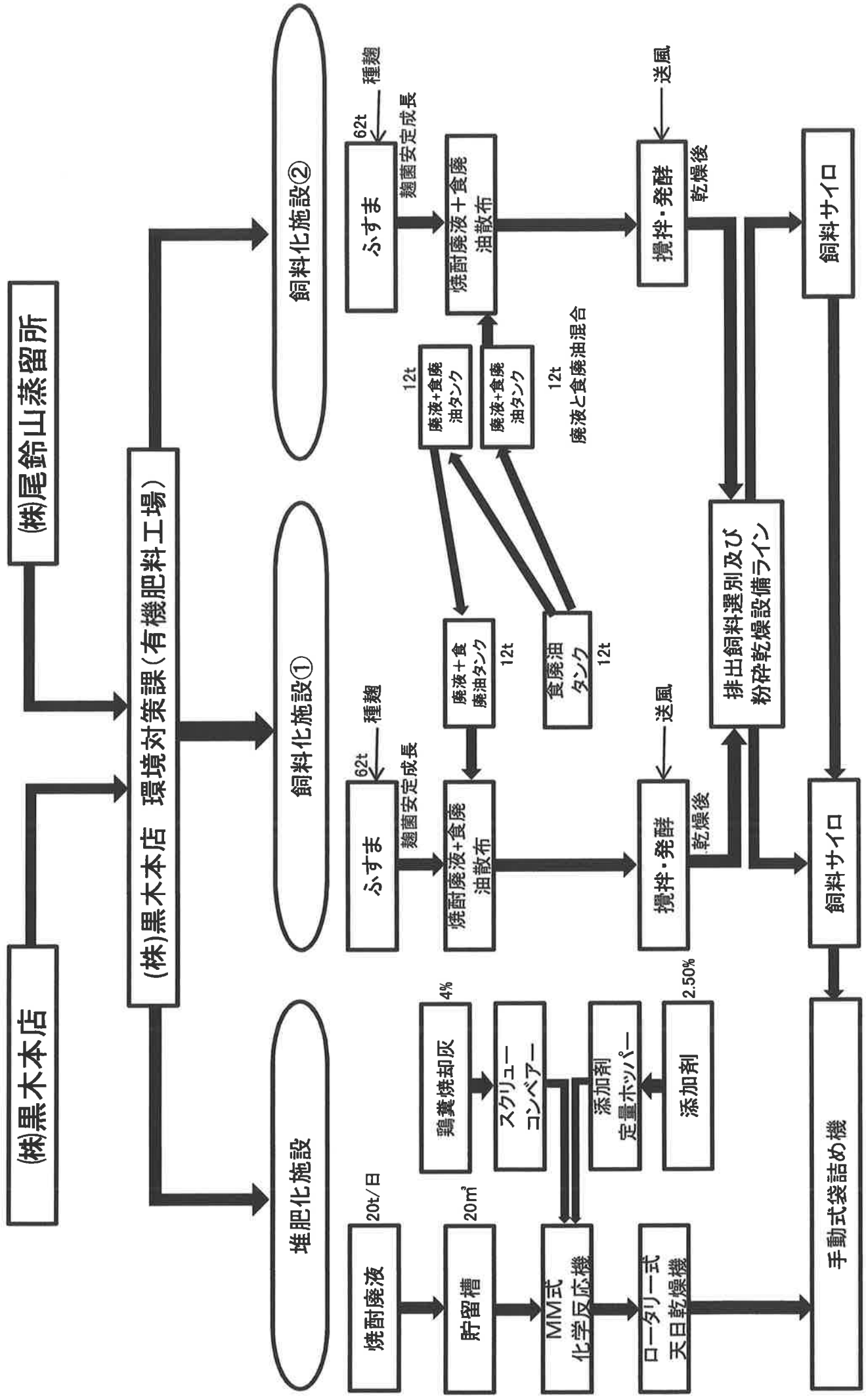
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃酸(焼酎廃液に限る。)	廃プラ	ガラス屑	汚泥
	全処理委託量	0 t	0.03 t	2 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t
	再生利用者への処理委託量	0 t	0.03 t	2 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)					
別紙④のとおり					
※事務処理欄					

(第6面)

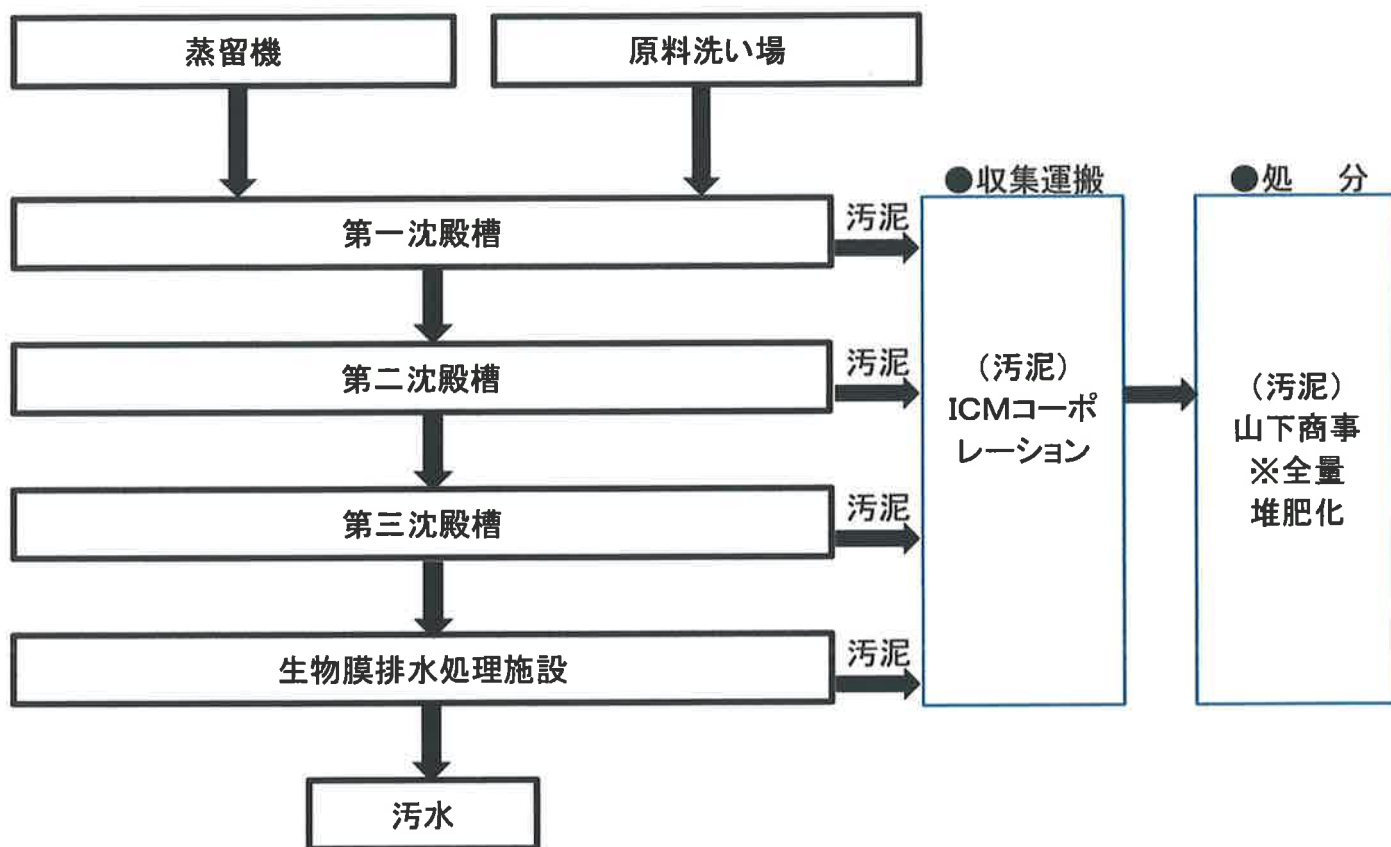
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、
「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

焼酎廃液処理工程



汚泥・汚水



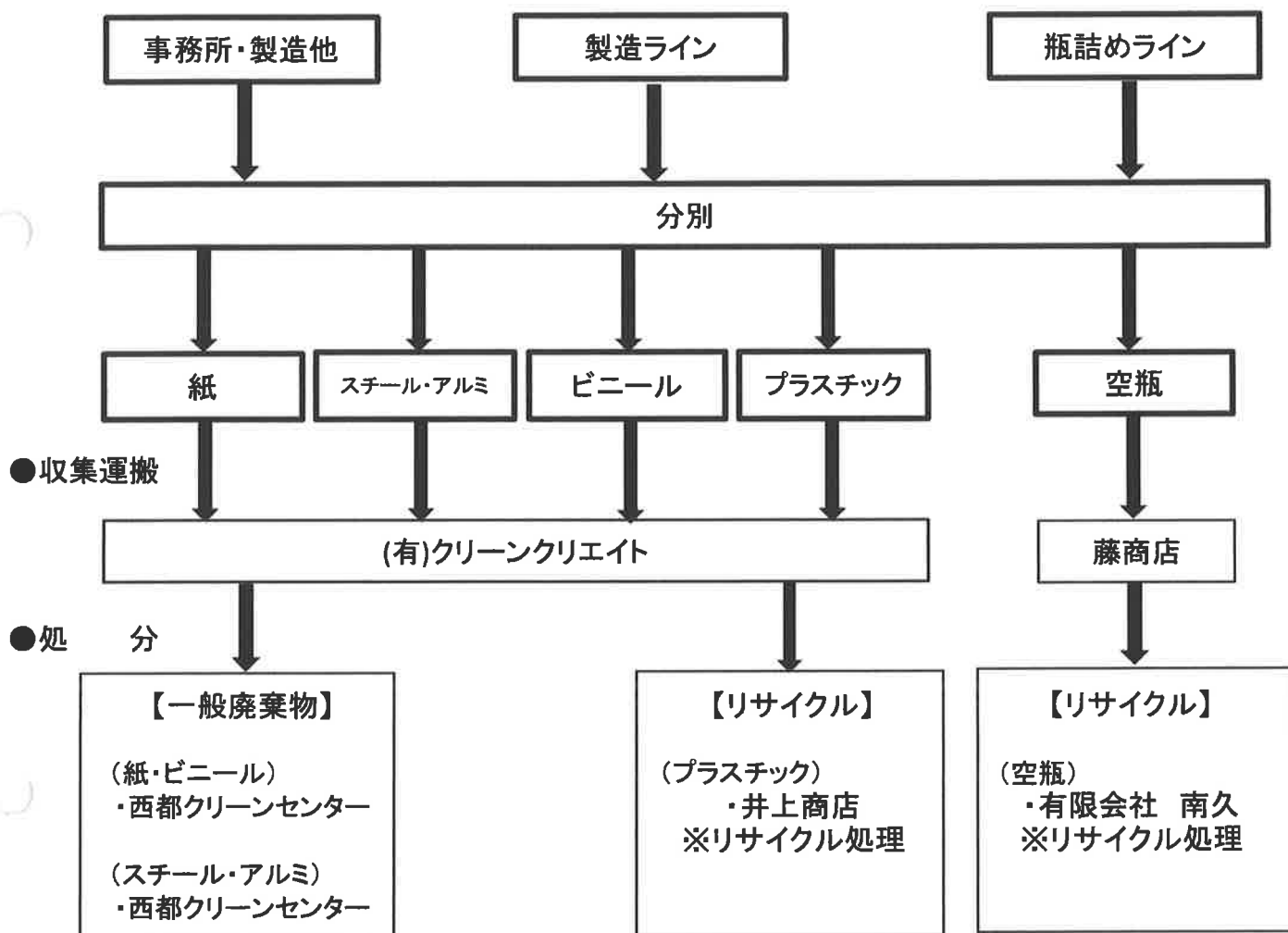
(1) 産業廃棄物の種類

① 汚泥

(2) 発生量

① 汚泥: 約 7 t/年

紙・廃プラ・金属他



(1) 産業廃棄物の種類

- ① 廃プラスチック：フィルター(リサイクル処理)
- ② ガラス、陶器：割れ瓶等(リサイクル処理)

(2) 発生量

- ① 廃プラスチック： — t/年
- ② ガラス：約2t/年

◆産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

- ①焼酎廃液 製品製造量を変えずに排出量だけを削減する方法の研究開発の推進及び自社施設の肥料化施設・飼料化施設の効率を上げてリサイクル化を徹底維持していく計画である。
- ②廃プラ 現在、全量リサイクルしているが、破損瓶が出ないように瓶詰めラインの検討を行う。
- ③汚泥 原料に付着した泥の事前撤去及び洗い水の限定給水実施を引き続き行っていく計画である。
- ④ガラス 現在、全量リサイクルしているが、破損瓶が出ないように瓶詰めラインの検討を行う。

◆産業廃棄物の分別に関する事項

汚泥については、原料に付着している泥等を現地にて落とす対策を徹底していく。
また、一般廃棄物の分別については社内教育において徹底していく。

◆自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

焼酎廃液の効率のよい乾燥の為の改善に取り組んでいる。

◆産業廃棄物の処理の委託に関する事項

焼酎廃液の自己処理の強化及び汚水汚泥等、他の産業廃棄物については処理業者の選定を重心を置き、引き続きリサイクルの推進に取り組む方針である。

◆産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①焼酎廃液 製品製造量を変えずに排出量だけを削減する方法の研究開発の推進を図っていく。

②汚泥 原料に付着した泥の事前撤去及び洗い水の限定給水実施を引き続き行っていく計画である。

◆産業廃棄物の分別に関する事項

汚泥については、原料に付着している泥等を現地にて落とす対策を徹底していく。

◆産業廃棄物の処理の委託に関する事項

汚水汚泥については処理業者の選定を重心を置き、引き続きリサイクルの推進に取り組む方針である。